

# アセアン後発諸国の経済法制改革の考察—政策選択の比較軸

金子 由芳\*

## 1. 本稿の目的

本稿は、冷戦崩壊以来の市場経済化を歩んできたアセアン後発諸国（カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナムのいわゆる CLMV 諸国）の経済法制に注目し、各国が国是ともする外資導入型法政策のこれまでの経緯を段階的に整理するとともに、目下のアセアン経済共同体（ASEAN Economic Community: AEC）の枠組みのもとで進められる共通法整備に対する各国の対応動向を確認し、比較研究へ向けた基礎とすることを目的とする。

現在に至るアセアン後発諸国の経済法制改革の背景に、3つの文脈を指摘することができる。一つはコメコン体制崩壊に伴うグローバル市場への参入路線、WTO 加盟による貿易・投資自由化の推進である。WTO 加盟に先立つ米国との二国間貿易協定交渉等を通じて<sup>1</sup>、また世界銀行等の国際開発機関による構造調整融資コンディショナティを受けて<sup>2</sup>、各国では主要経済法制の急進的な改革が求められてきた。投資法の相次ぐ改正による外資参入障壁の緩和、土地流動化を促進する土地法改革、知的財産権の保護強化のための司法改革、また金融自由化へ向けて世界銀行等が推奨する担保法・倒産法・コーポレートガバナンス等のモデル法を受けた立法改革などである<sup>3</sup>。

第二は、1990年代後半の ASEAN 加盟以降に開始した、リージョナリズムの文脈である<sup>4</sup>。2015年末には AEC が発足し、域内共同市場の促進へ向けた“AEC Blueprint

---

\* 神戸大学社会システムイノベーションセンター  
教授

2025”が合意された。そこでは、①単一市場・生産基地としての統合、②競争力、③連結性と分野別協力、④レジリエントで包摂的・人間中心、⑤グローバル化、の5つの戦略目標が掲げられ、関連する経済法制改革の目標も示されている。具体的には、②競争力の強化で、競争法、消費者法、知的財産権法の整備が挙げられており、また③連結性と分野別協力の文脈で“Masterplan on ASEAN Connectivity” (MPAC) が“regulatory excellence”として土地収用法の促進等に触れており、また④の包摂性の文脈で中小企業法制が挙げられている。さらに2017年には上記“Blueprint”の実施計画であるAEC統合戦略的行動計画“Consolidated Structural Action Plan (CSAP)”が採択され、153の戦略的措置と325の行動計画を示すなかで、法制改革にも具体的な言及が行われた。CSAPは上記①市場統合の文脈で、貿易自由化に加えて投資自由化の見地から2012年に発効したASEAN Comprehensive Investment Agreement (ACIA)に言及し(10-13項)、また従来はASEAN Framework Agreement on Services (AFAS)の下で各国の外資参入規制が許容されてきたサービス投資分野では新たにASEAN Trade in Services Agreement (ATISA)に基づく直接投資型のサービス投資促進を促している(6-9項)。またCSAPは上記②の競争法(27-33項)分野では、各国法のハーモナイゼーション(31項)、自由貿易協定(FTA)の競争条項の相互調整(32項)、またそのモニタリング枠組

みを示している。消費者保護法では実体法の強化とともに、代替的紛争解決(ADR)の促進や少額裁判制度の設置が目標とされている(34-38項)。知的財産権法(39-42項)では、ハーモナイゼーションへ向けた準備を促し、また零細・中小企業の有する知的財産権等のブランド化促進等を掲げている(42項・125項)。さらにCSAPは上記④の中小企業促進の文脈では、担保法・破綻処理制度等の改革論を通じた金融促進(126項)、大企業との関係的取引、地場金融機関や商工会の役割(127項)、また中小企業法制の構築が求められている(128項)。なおアセアン域内での開発格差是正の文脈でも、零細・中小企業促進策は強調されている(140-144項)。またステークホルダーのリージョナリゼーションの文脈で“ASEAN Standards and Conformance Strategic Plan 2016-2025”等に依拠した企業の社会的責任(CSR)が触れている(145項)。このようにAECが想定するリージョナリズムとは、グローバル化に抗う内閉的ブロック化ではなく、地域市場統合を通じてグローバル化時代に生き残るスケール・メリットを追求する方針であるが、しかし域内で勝ち組と負け組の格差を生じる恐れを残し、これを回避する域内調整の具体論は見えない。先進国投資家が域内特定国に生産基地を集中的に立地した場合、そこから各種FTAを活用してASEAN域外に対する輸出基地として活用する積極的なグローバル化展開のみならず、逆にASEAN域内のゼロ関税を活用して域内後発諸国である

表1：アセアン後発諸国の経済法制改革をめぐる3つの文脈

	グローバリゼーション (BIT/FTA/WTO 交渉 世銀・ADB等の構造調整)	リージョナリズム (AEC Blueprint, CSAP)	法体系構築 (日本 ODA による 法典整備支援)
投資法	参入の国内民待遇（サービス投資規制緩和） 公正衡平原則や間接取用などの最優遇 ISDSの妨訴抗弁、承認執行	サービス分野の直接投資(CSAP6-9)、 金融自由化（CSAP14-19） ACIA（CSAP10-13）は投資紛争の事前交渉重視	ISDSにおける妨訴抗弁、仲裁判断承認執行要件の解釈
競争法	- 規制の透明化（ハードコアカルテル、セーフハーバー等） - 実施体制の独立性	各国法・FTA 競争条項の相互調整、モニタリング（31-32 項）	不公正取引規制（射程広いが、罰則緩和） 独立行政委員会型の実施体制の技術支援
知的財産権法	知的財産権の保護強化（FTAで要件緩和、保護期間の延長等） - エンフォースメント強化	立法・国際協定のハーモナイゼーション（CSAP 39-42） 零細・中小企業のブランド化（42・125）。	エンフォースメントの国際協力
土地法	土地流動化（トーレンズ式登記制度、外資規制撤廃、農地譲渡規制撤廃）	土地取用法の強化（MPAC）	対抗要件登記 土地区画整理法、土地取用事前手続
契約法	契約自治（司法解釈・行政介入の最小化） 解約自由（履行利益賠償）	- 消費者保護法（CSAP34） - 中小企業法：関係的取引保護（CSAP127-128）	- 司法介入根拠としての強行法規（信義則他） - 取引の安全（無効取消の制限、表見代理） - 解約制限（強制履行原則、重大な違反、事情変更原則等） ～関係的契約の保護
労働法	- コア・スタンダード（強制労働禁止等）に限定 - 解雇の自由	熟練労働者の移動自由化と保護（CSAP20-21）	解雇制限法理
司法制度・民訴法	当事者主義： - 契約自治の最大化 - 司法解釈・行政介入の最小化	少額裁判（消費者保護の文脈で CSAP34）	当事者主義の修正（裁判官の釈明権、弁論準備手続等） 行政庁外向の調査官（知財法廷）
ADR（仲裁・調停）・商事特別裁判所	- 調停前置主義 - 手続選択の当事者主義 - 準拠法の当事者主義 - 承認執行要件緩和（調停合意の債務名義化等）	ADR・少額裁判（消費者保護の文脈で CSAP34）	裁判所付属調停（手続、規範の法定）に限り調停合意の債務名義化
会社法	取締役責任緩和（監査委員会による自己監視制度、Business Judgement Rule 等）	企業の社会的責任（CSAP145）	取締役責任強化（株主代表訴訟での Business Judgement Rule 否定）、監査役会の業務監査権限、債権者異議制度等
倒産法	経営救済モデル（DIP、有担保債権の自動的停止、新規スポンサー最優遇、クラムダウン、司法介入最小化）	中小企業金融促進（CSAP 126） 2014, the ASEAN SME Working Group has been developing the ASEAN Strategic Action Plan for SME Development 2016-2025 (SAP SMED 2025)	当事者の手続選択 民事再生手続（DIP だが有担保債権者の別除権）の強化
担保法	総資産包括根担保型： - 目的物の包括性（動産占有継続型担保登録制度） - 被担保債権の最大化（将来債権、集合物、極度額不要） - 私的実行	中小企業金融促進（CSAP 126）	包括根担保の禁止： - 目的物の特定 - 被担保債権の特定 私的実行禁止、清算義務

(筆者による整理)

CLMV 諸国市場に輸出攻勢をかけるおそれもあるためである<sup>5</sup>。アセアン後発諸国にとっては、リージョナリズム下の負け組に陥らぬために、いきおい域外先進国からの投資促進に邁進することとなり、国内法政策における他の政策課題とのバランスが課題となるだろう。

第三の文脈は、その国内法体系のありかたである。アセアン後発諸国はいずれも植民地独立直後から内戦に翻弄され、長らく法体系が未整備のままであったが、ようやく1990年代から基本法典体系の構築に乗り出した。背後には、ロシア1995年民法典や中国の1986年民法通則・1997年契約法・2007年物権法やこれらを統括した2020年中国民法典の成立など、先行する移行諸国・社会主義市場経済化諸国における法典整備の進展がある<sup>6</sup>。ただしアセアン後発諸国に対しては日本の法整備支援が深く関与し、ベトナム1995年民法典・2005年民法典・2015年民法典、カンボジア2007年民法典、ラオス2020年民法典などの成果は特筆される<sup>7</sup>。民事基本法典の整備に特化した日本の支援は、取引の予測可能性を高め市場経済化に貢献することが期待されてきたが<sup>8</sup>、数百か条に及ぶ成文法典を現地社会に浸透させていくことができるのか、またこれを適用する質の高い司法制度や層の厚い法曹教育など、多くの課題を積み残している。

以上の3つの文脈は、各論に立ち入るほど対立しあう面が浮き彫りになり(表1参照)、アセアン後発諸国の法整備は、これらの異な

る政策選択のもとで揺れ動いているように考えられる。本稿では、なかでもとくに各国の外資導入型開発戦略の入り口を飾る投資法分野に焦点を当て、以下2.で国際的な投資ルール of 傾向を確認したうえで、3.でアセアン後発諸国の投資法の段階的変遷を理解し、4.で目下の投資法政策の焦点領域における法整備動向を確認し、5.で総括を行う。

## 2. 国際投資ルールの分岐

アセアン後発諸国は冷戦崩壊以降の市場経済化プロセスにおいて、つねに外資導入型開発路線の旗頭を維持してきた。しかし外資導入型と一概に称する法政策の選択肢が実際には多岐にわたることは、WTO体制下で統一的な投資ルールが確立されず、二国間投資協定(BIT)が千差万別に迷走し、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定を含む多国間の自由貿易協定(FTA)交渉が政治問題化する現実が示唆している。果たして、アセアン後発諸国がめざす外資導入型開発政策とは何であり、またそれは各国国内においてどのような法制度をもたらしてきたのか。本節では各国の投資法政策の相違や段階的変化を理解する前提として、まずは国際的な投資ルールに表れた主要な相違点を確認するために、以下の3つの分類軸に依拠する(表2参照)。

第一は、米国が1970年代末の米国カナダBITで先鞭をつけ、1993年北米自由貿易協定(NAFTA)の投資規定で確立し、今日まで世界各地で米国主導のBITやFTA交渉を通じて推進される、米国型デファク

ト・スタンダードとも呼ぶべき選択肢である。さしあたり米国通商代表部が折々公表してきたモデル BIT を参照すると<sup>9</sup>、一貫して投資家優位の制度設計が顕著である。「投資」(investment) の用語定義において例示列举型アセット・ベースの定義により広範な射程を確保したうえで (2012 Model BIT、1 項)、実体規定として、まず投資家待遇について内国民待遇・最恵国待遇にとどまらず、絶対王政時代の慣習国際法に遡る外国人最優遇原則を「公正衡平待遇」(Fair and Equitable Treatment) として要求し (同 5 項)、また投資保証については従来型の国有化禁止・適正補償原則を「間接収用」(indirect expropriation) にまで押し及ぼし (同 6 項)、これら「公正衡平待遇」や「間接収用」についての適用除外を認めず (同 14 項)、これら

規定群を投資受入れ国に対して履行強制するメカニズムとして投資家・国家間紛争解決制度 (Investor-State Dispute Resolution: ISDS) を詳述し (同 23 ~ 30 項)、なかでもとくに世界銀行グループの国際投資紛争解決センター (ICSID) 拡大ファシリティによる国際仲裁に対する一括的な仲裁合意管轄を組み込む (同 25 項)。他方、WTO 発足当時に議論された環境社会配慮や競争ルールなどのいわゆる「シンガポール・イシュー」については、米国モデル BIT は及び腰であり、実体規定としては単に各国の現行国内法 (domestic law) の水準以下には引き下げる努力義務 (shall ensure) を規定し、手続面では違反に対して協議 (consultation) に委ねるのみで紛争解決制度による強制履行の対象から外している (同 12 ~ 13 項)。

表 2 : 国際投資ルールの対立する政策選択

	投資家最優遇 (例: 米国 Model BIT)	政策調整 (例: カナダ Model BIT)	外資活用政策 (例: アセアン包括投資原則 ACIA)
「投資」定義	アセット・ベースの例示列举	アセット・ベース+概念定義	開発貢献 (直接投資等) の概念定義
投資家待遇	内国民待遇・最恵国待遇 公正衡平待遇 (外国人最優遇原則としての慣習国際法)	・一律平等としての内国民待遇 ・「公正衡平待遇」の濫用排除→最小待遇原則としての慣習国際法 (Neer test)	内国民待遇につき参入規制分野等の例外許容 (Positive List/ Negative List) ・「公正衡平待遇」の対象限定
投資保証	「間接収用」の拡張 (sole effect アプローチ)	・「間接収用」の要件明示 ・主権国家の政策的規制権限の明記 (環境社会・健康・防災等)	「間接収用」の対象限定
政策履行条件	優遇措置供与条件として許容	WTO-TRIM 協定尊重	WTO-TRIM マイナス (参入条件ないし優遇措置供与条件として積極活用)
投資家国家間紛争 (ISDS)	BIT 上で ICSID 拡大ファシリティの一括仲裁合意	投資紛争裁判所構想による規範調整の模索	・国内裁判重視 (カルボー原則の継受) ・国際仲裁の技術的限定

(筆者による整理)

これと対極的な立場は、WTOによる統一的な投資ルール形成の失敗を受けて、その議論を引き継いだ経済協力開発機構（OECD）におけるMAI（Multilateral Agreement on Investment）最終草案に見出される<sup>10</sup>。MAI草案の本文は主にNAFTAモデルを踏襲しているが、脚注では膨大な代案や反論が列記され、そこにはWTO交渉で投資ルールを主唱していたEUや日本・韓国等の立場が反映されていたと考えられる。投資家利益と投資受入れ国の政策課題を両立する見地から、「投資」の概念定義の明確化、政策履行条件（performance requirements: PRs）の規制、過度な投資優遇措置（incentives）の規制、また国際基準（universal standard）に依拠した拘束的（shall）な環境・社会条項などであるMAIは米国等の反対で結局採択されずに終了したが、しかしその政策調整的な見地は、今日までEUやカナダ等が牽引する二国間・地域間のFTAやBITに引き継がれ、探究が続けられている。たとえばカナダのモデル投資協定にみるように<sup>11</sup>、国際的なISDSにおいて一方的に投資家優位の結論を導く根拠ともなってきた「公正衡平原則」規定を削除し、代わって、極端な不公正を排除する慣習国際法を意味する“Minimum Standard of Treatment”を定義づけ（8条）、同様に「間接収用」の要件を詳述し（9条）、他方で「間接収用」と一線を画する国家の裁量的規制権限として、環境社会・防災安全・健康・ジェンダー・文化等の政策的規制を明記し（3条・22条）、また投資家の社会的責

任“Responsible Business Conduct”規定を置くなど（16条）、投資促進に偏重しない政策調整姿勢を打ち出している。

第三の立場は、2009年合意（2012年発効）のアセアン包括投資原則（ASEAN Comprehensive Investment Agreement : ACIA）にみる、発展途上国による外資活用型開発戦略に依拠する投資ルールである。アセアン中核諸国は長らく参入規制分野や出資比率規制などの外資参入規制を敷き、他方でふんだんな投資優遇措置を呼び水として外資を誘引し、これらのムチやアメとの交換条件として外資に各種の政策履行条件（輸出義務や現地調達義務等のパフォーマンス義務）を賦課することにより開発政策への協力を迫る外資活用型投資戦略を推進してきた。ACIAは上記の投資家利益を最大化する米国型投資ルールの立場とも、また環境社会配慮等の政策調整を重視する上記のEUやカナダなどの立場とも異なり、外資活用型の産業政策を保障する制度メカニズムを組み込んでいる。たとえば内国民待遇原則を総論では受け入れつつも、投資参入規制の存続余地を残している（9条）。また政策履行条件（パフォーマンス義務）を原則規制しつつも、WTO貿易関連投資措置（TRIM）協定に違反しない範囲内で、優遇措置との交換による外資活用余地を確保している（7条）。他方で「公正衡平原則」「間接収用」など投資家側からするISDSの主要な根拠規定とされてきた条項については、“covered investment”定義（4条a、11条、14条）に寄って対象を限定するなどの法技

術を駆使して適用対象を狭めている。

WTOが統一的な投資ルールを欠いたまま進行するなか、以上のような国際的投資ルールの政策志向の相違は、克服されることなく併存しており、アセアン後発諸国の投資法政策の選択にも複雑な影響を与えてきたと考えられる。

### 3. アセアン後発諸国の投資法 — 外資導入型開発戦略の段階的変化

#### (1) 3つの政策選択軸

コメコン体制崩壊に伴い市場経済化に舵取りしたアセアン後発諸国は、競うように経済法制改革に着手したが、その筆頭が外資法の制定であった。ベトナムでは中国法の影響色濃い1987年外資法を皮切りに、1990年や1992年の同改正、1996年外資法、またその2000年改正を経て、2006年投資法が外資法と内国投資法を統一して内国民待遇を印象づけ、さらにその2014年改正や2020年改正を通じて、一貫して外資導入路線を歩んでいる。カンボジアでは投資優遇措置の手厚い1994年投資法を導入し、2003年改正で参入自由化を印象づけ、2021年現在は新たな投資法草案が準備されている。ラオスではベトナム法の影響を受けつつ日本の専門家が関与した1994年外資法でスタートし、2009年投資法で内国民待遇を印象づけ、その2016年改正では環境社会配慮を強調した。ミャンマーでは1988年クーデター直後に1988年外資法を制定し、2008年憲法下の民政移管後には2012年外資法、2015年の同改正を経て、

2016年投資法が外資法と内国投資法を一本化して内国民待遇を印象づけたほか、2014年経済特区法がある<sup>12</sup>。これらアセアン後発諸国の投資法の変化を横断的に読み取ること、外資導入型開発戦略と一概に通称されるなかでの政策選択に異同があったこと、とくに、少なくとも以下の3つの段階的な変遷があったことが示唆されるだろう。

第一段階は、「外資法」の名称が反映するように、外資参入に内国民待遇を与えず、外資参入許可制度を柱とする制度設計である。こうした外資規制は、従属型経済を克服すべく輸入代替政策を追求してきた中南米諸国等の外資法にしばしば見られる制度設計である。しかしアセアン諸国の外資法は、参入許可制度との抱き合わせで、法人税・関税等の減免などの投資優遇措置を提供したこと、さらにまた参入許可や優遇措置との交換条件で、輸出促進・技術移転・雇用促進などの政策履行条件（いわゆる Performance Requirements: PRs）を賦課する制度設計が特徴的であった。たとえばベトナム1987年外資法やこの改訂である1996年外資法は、ポジティブ・リスト（原則禁止・例外許可）方式で外資参入可能分野を狭めるとともに（1996年法3条）、外資には一般会社法を適用せず外資法における法人格しか認めない厳しい参入規制を敷き（4条・11～19a条）、他方で法人税や関税の減免などの優遇措置を定め（38～48条）、同時に、直接投資要件（8条）・雇用訓練義務（25条）・技術移転義務（29条）・現地調達義務（31条）などの政策履行

条件を定め、それらの条件違反に対しては参入許可が取り消されるしくみであった(52条3項)。カンボジア1994年投資法は業種を問わず全面的な参入許可制度を採用していたが(1条・7条)、他方で輸出産業・労働集約型投資などの奨励業種を指定し(4条)、また裁量的な優遇措置を提供していた(14条)。ラオス1994年外資法も、参入許可制度(24条)とともに優遇措置(16～18条)を定め、直接投資義務(6条)や雇用訓練義務(11条)等の賦課条件を法定しつつ、投資許可条件や法定義務の違反に対して投資許可取消しを規定するなど(29条)、基本構造はベトナム法に類似していた。ただしベトナム法と違い投資参入規制はネガティブ・リスト(安全保障や環境健康文化等に有害なものを除いて原則参入自由)方式に依拠していたので(2条)、外資参入の間口が相対的に広がった。ミャンマー1988年外資法も簡素な構造ではあるが、参入許可制度を敷き(10条)、また一種のポジティブ・リスト的な参入許可条件として輸出促進・資源活用・ハイテク・雇用創出等の政策条件を規定し(4条)、また優遇措置に言及していた(21条)。以上いずれも外資規制(ムチ)と優遇措置(アメ)を駆使しつつ、パフォーマンス義務を賦課する制度設計は、先行するマレーシア1986年投資促進法やタイ1972年(1999年改訂)外国人事業法など、1980年代後半プラザ合意後の円高基調における日系企業の対米迂回輸出基地の呼び込みに成功したアセアン先発諸国の外資活用型開発戦略にあやかるものであったと考えられる<sup>13</sup>。

第二世代の投資法は、以上のアセアン型外資活用戦略の制度構造をとどめながらも、WTO加盟を見越した投資自由化のアピールと見られる制度設計を追加していた。その一つは、外資参入規制の規制緩和による、内国民待遇のアピールである。ベトナム2006年投資法は従来の外資法と内国民投資法の二元体制を統一するとともに(1条)、従来のポジティブ・リスト方式をネガティブ・リスト方式に転換し、参入禁止領域や条件付き参入領域を設定した(4条・29～30条)。ただし外資参入許可制度じたいは、企業法における企業設立登録の事前審査としての位置づけで維持していた(50条)。他方で同法は、優遇措置の適用対象を優遇分野および地理的地域の明示によって透明化し(27～28条)、また技術移転等の政策履行条件については投資家の「義務」ではなく政策貢献に対する「支援」と位置づけることで維持を図るなど(40～43条)、アセアン式外資活用戦略をトーンダウンさせるかのように見せており、これもWTO加盟に備えたTRIM(貿易関連投資措置)協定等への対策と見られる。カンボジア2003年改正投資法も、投資参入規制を原則廃止して参入自由化をアピールし、同法の目的を「良質投資事業」に対する優遇措置供与に置いたが(6～7条)、ただしこの「良質投資事業」の認定は当局裁量による折々の政令に委ねられ(12条・14条)、また優遇措置との交換で政策履行条件が賦課される余地を残したので、アセアン式外資活用戦略を明示的に捨てたわけではない。ラオス2009年

投資法も、ベトナム法に倣って外資法と内国民投資法を統一することで内国民待遇をアピールしたが、投資参入許可制度を企業法に基づく企業設立事前審査の一環として維持した(17～19条)。ミャンマーでは2012年外資法がなおも外資・内国投資の二元主義を維持し、またポジティブ・リスト方式の投資参入許可制度の骨格を残していたものの(8条・19～20条)、実際には投資委員会通達による参入可能領域は広範多岐にわたっていたので事実上ネガティブ・リスト方式と変わらない運用であった。他方で優遇措置(27条)やパフォーマンス義務(17条k・24条等)を強化する方向にあった<sup>14</sup>。このように各国とも、参入規制を後退させながらも外資活用政策の枠組みを維持する戦略的姿勢が、第二段階の投資法の一つの特色であったと考えられる。

第二世代の投資法の二点目の特色は、投資家待遇・投資保証等の実体規定の内容的充実である。伝統的に国際投資協定に盛り込まれてきた国有化禁止規定や外国送金の自由の保障にとどまらず、上記にみた米国系の二国間投資協定(BIT)が推進する公正衡平待遇(fair & equitable treatment)や、間接収用(indirect expropriation)等を意識した明文規定を、各国の投資法において明記する傾向である。たとえばベトナム2006年投資法では、間接収用の用語こそ用いないが、法政策の変化に際して投資許可や優遇措置を変更しないとす

で設けられていた差別禁止原則について法律の留保文言を削除した(8条)。ラオス2009年投資法の投資保証規定では国際協定の尊重を特記した(60条)。ミャンマー2012年外資法においても、十分な理由なくして投資許可取消しを実施しないとの明文の保証規定を置いた(29条)。

第二世代の投資法の三点目の特色は、国際仲裁を含む投資家国家間紛争解決(ISDS)の受容である。第一世代の投資法ではかつてのカルボー原則を想起させる国内裁判・国内仲裁の優先(たとえばベトナム1997年外資法24条)、ないし行政不服申立制度(ミャンマー1988年外資法12条)に依拠していたが、第二世代の投資法は、多くのBITで採用されているような国際仲裁によるISDSに道を開く明文を設けた。たとえばベトナム2006年投資法(12条4項)は、ISDSについてベトナムの国内裁判・国内仲裁による解決を前提としつつも、契約や協定により別途の方法を選びうるとした。カンボジア2003年改正投資法(20条)は、友誼的交渉の前置主義を定めながらも、その後については投資委員会による行政的紛争解決とその他国内外での仲裁・裁判の自由選択に委ねた。ラオス2009年投資法(78～82条)やミャンマー2012年外資法(43条)も同様で、いずれも、国際仲裁を通じた投資家・国家間紛争解決に道を開く決断を見せた。ただし前節でみた米国モデルBITが推奨するようなICSID(国際投資紛争解決センター)への一般的な仲裁合意規定までは置かない。またラ

オス2009年投資法(3条)のように「投資」概念定義において現実の「営業活動」を要求し、ISDSの上程を目的とするいわゆるBITショッピングを警戒する慎重な態度も見受けられる。

このように第二世代の投資法がアセアン型外資活用戦略の枠組みを残しつつもWTO加盟交渉やBIT等に配慮した投資自由化の印象づけを図ったとすれば、これに対して、2010年代から2020年代にかけて、第三世代とみるべき投資法の新潮流が見出される。ここでは引き続き投資参入の規制緩和を印象づけながらも、環境社会配慮や市場競争の適正化など現代的な政策的要請を受けて、投資家に対する行政的監督を強化する方向で新たな根拠規定が追加されている。たとえばベトナム2014年投資法改正や2020年同改正では、条件付き参入規制分野の縮小や透明化(2020年改正法7~8条)、企業設立前の投資許可制度の中小企業に関する免除(同22条)など参入規制緩和を進めており、また投資保証の一環として政策履行条件の廃止を宣言し、現地調達義務や輸出義務等の明らかなTRIM禁止項目のみならず研究開発促進義務や企業立地・本店立地規制なども広く射程に置いた(同11条)アセアン型外資活用戦略の後退を意識的に印象づけているように読めるが、しかし同時に、投資参入後に土地法・環境法・建築基準・労働法・防災法等の法令遵守を義務づけ(同42条3項)、とくに環境法・労働法の法令違反については投資許可の棚上げ・取消し措置をことさら明記している(同47

条2項・48条2項)。ラオス2016年投資法改正ではこの傾向はより顕著であり、同法冒頭の目的規定に「環境配慮型成長と持続的開発」を組み込み(1条)、投資促進の前提として法の遵守を繰り返し強調し(2条、4条、5条1号他)、投資優遇措置の適用条件としても環境配慮・雇用訓練・貧困削減(9条3~5号・8号)等を明記し、投資家の政策履行義務として社会配慮(73条)・環境配慮(74条)を義務づけ、その違反は投資許可の棚上げや取消し措置に帰結する(86条・87条2項)。ミャンマー2016年投資法においても、「投資」定義(3条)において「直接投資」要件を明記し投資家に開発政策への貢献を求める姿勢を示しており、また投資家の政策履行規定や一般例外規定において環境配慮(65条g、89条)や労働社会配慮(51条c、65条i~l)を繰り返し規定し、その違反に対しては投資参入許可条件・優遇条件の違反として行政罰を規定する(85条)。なお筆者は入手していないが2021年現在起草中のカンボジア新投資法も、同様の傾向を示すのではないかと想像される。

以上のように、アセアン後発諸国は、当初はアセアン先行諸国の後塵を拝して参入規制・優遇措置と抱き合わせた政策履行条件を多用する外資活用型の外資法を導入したが、第二段階ではこうした外資活用政策がWTO-TRIM協定や世界に張り巡らされたBITのネットワークのもとで規制の対象となっている実態に気づきを見せ、むしろ投資家待遇の改善をアピールした。しかし第三段階では、

新たに環境社会配慮などの現代的な政策的要請を前面に押し出しており、しかも、ここでは第一世代で使い古された参入条件・優遇措置・政策履行条件違反への罰則といった古い皮衣を用いて、これらの新たな政策課題と向き合う制度設計が興味を引く。

#### 4. 第三段階の開発政策—主要法分野の見通し

では第三段階の投資法のもとで、具体的にどのような法政策が動いていくのだろうか。投資法や関連法制の設計面だけではなく、現実の行政的实施や裁判例の探究が必要だが、以下ではその準備として、上記の国際投資ルールや AEC 2025 でも論点の分かれる環境社会配慮（環境法、労働法、土地法）、競争法、消費者保護法、中小企業法制の各領域について、アセアン後発諸国法の近年の動向を概観する。

##### (1) 環境社会配慮

WTO 発足に先立ついわゆる「シンガポール・イシュー」として、環境基準や労働基準の引き下げによる悪しき投資促進競争（いわゆるエコ・ダンピングやソーシャル・ダンピング）を回避するため、環境条項・社会条項の盛り込みが論じられたが、2000年代のミレニアム・ラウンドでは交渉が頓挫し、またこれを正面から取り上げた OECD-MAI 草案は未完に終わった。その議論の一方では、国際的な共通の“universal standard”を想定し、これを義務化し（“shall”）、違反に対しては WTO 紛争解決手続による制裁発動で担保さ

れた拘束力ある環境条項・社会条項をめざす立場が、欧州等の交渉勢力のあいだに強かった。その対極は、NAFTA 投資ルール 1114 条にみるように、各国の環境規制権限を確認しつつ（1 項），“…it is inappropriate to encourage investment by relaxing domestic health, safety or environmental measures”（2 項）として各国法の現状の規制水準（“domestic” standard）からのさらなる引下げ競争を戒めるに留まる立場であり、環境条項・社会条項の義務化を避け（“… a Party should not waive or otherwise derogate from…”）、違反に対しては WTO 紛争解決手続に持ち込むことなく交渉に留める考え方（“… it may request consultations with the other Party…”）が米国経済界のみならず多くの途上国・NGO 団体等にも支持されていた。学会においても当時、非拘束的な規制を推奨する有力な新制度派経済学者の議論が展開された<sup>15</sup>。

米国系 BIT・FTA の環境条項・社会条項では今日に至るまで、後者の非拘束的な立場がデファクト・スタンダード化し、各国の現行法（“domestic”）ないしは“core labor standard”（ILO 基本 4 条約にいう男女同一賃金・労働三権・強制労働禁止・児童労働禁止）からの引き下げを規制するに留め、これを努力義務（“shall strive to”）とし、交渉（“consultation”）による解決に留める規定ぶりが通例となっている。なお OECD 多国籍企業行動指針や国連ビジネスと人権に関する指導原則は環境社会配慮について規定してい

るが、WTOにおけるような法的拘束力はない。

こうして国際ルール形成が煮え切らないなか、従来のアセアン後発諸国の環境・社会分野の推進力は鈍かった。先行研究では、アセアン諸国の環境質基準や排出基準は国際的スタンダードに達しつつあるものの、実施メカニズムが弱く、外資参入許可の前提手続とされている環境社会アセスメントも名目的実施に留まることがつとに指摘されてきた<sup>16</sup>。労働法分野では各国とも最低賃金規制の引上げ、解雇法理の形成などが見受けられるが、非正規雇用の圧倒的比重や労働組合規制などの限界も指摘されてきた<sup>17</sup>。しかし今後のAECにおいては、統合戦略的行動計画CSAP（145項）が“ASEAN Standards and Conformance Strategic Plan 2016-2025”等に依拠した企業の社会的責任（CSR）にことさら言及した点に伺われるように、環境社会配慮の厳格適用が開始する可能性がある。

そのような展開を予測させるのが土地紛争の多発にみる、アセアン各地の住民運動の高まりである。従来、投資家保護と環境社会配慮との政策衝突局面において、世界銀行等の国際ドナーは土地収用手続や環境社会アセスメント等の手続過程で住民対策を組み込む方向性での問題解決を示唆してきたが<sup>18</sup>、しかし問題の背景をなす実体的な原因構造（権原確定型土地登記制度の立証問題、land grabbingと総称される無主地国有化制度による合法的土地剥奪問題、農地取引規制撤廃による農地喪失問題など）の解明なくして、

本質的な紛争解決は困難と考えられる<sup>19</sup>。現地政府が外資と住民の間に入った調整がこじれ、最終的に政府が外資に事業差止めを命じる事例も登場しているが<sup>20</sup>、通常そのような局面では受入れ国側はISDS（投資家・国家間紛争）を覚悟しなければならない。民主化の潮流のもと、土地問題のみならず公害問題や労働搾取等の多様な政策衝突の局面で、現地政府が、外資側ではなく住民側に寄り添った厳格な法適用を進めざるを得ない展開が予想される。

## (2) 競争法

WTO発足当時に「シンガポール・イシュー」として論ぜられたテーマの一つが、国際的な共通競争ルールの定立であった。貿易・投資自由化を通じてグローバル市場を促進しながらも、そこに適用される競争ルールが不在のまま推移するならば、国際独占による巨悪の形成を見過ごすことになってしまうためである。しかし米国等の反対により競争ルールは先送りされ、ミレニアム・ラウンドにおいてお蔵入りとなり<sup>21</sup>、代わって米国が推進する非公式の国際ネットワーク“International Competition Network (ICN)”が立ち上げられた。ICNは国際的な拘束的ルールの定立をめざすものではなく、あくまで各国競争当局による各々の競争法適用の相互調整を通じてグローバル市場の競争状態を見守る国際協力枠組みとしての役割が強調されており<sup>22</sup>、したがって各国法の適用の網目をくぐる国際独占の形成を抑制するものでは

なく、むしろ国際的な法的規制を回避する意図が伺われる。

また FTA や EPA で競争ルールが規定される場合にも、通常は NAFTA (1502 条) を踏襲し、「独占」の定義は各国法に委ね、構造規制は行わず濫用 (独占化) 規制に言及するのみである。また AEC 統合戦略的行動計画 CSAP (27 ~ 33 項) が想定する競争法分野の域内共同も、EU 競争法とは異なりアセアン共通市場の統一ルールを定立するものではなく、あくまで加盟各国の国内競争法の実施状況を相互監視するメカニズムにとどまると見られる。

このように国際的な競争ルールを欠くなかで、アセアン後発諸国にとって、外資参入により国内市場が席捲されるリスクと向き合うためには、自国の競争法を賢明に適用するしか道はない。

アセアン先行諸国の競争法の実施状況を見渡せば、アジア通貨危機後の世銀・IMF 主導の法制改革を通じて競争法整備を迫られた立法群のなかでは、タイ 1999 年取引競争法がさしたる運用を見ず伝家の宝刀と化す一方、インドネシア 1999 年競争法はカルテル規制等で果敢な成果を挙げるなど、国際間の差が著しい。背景として、競争法実施当局の独立性の違いが指摘されている<sup>23</sup>。アセアン後発諸国のあいだでも、ベトナム 2004 年競争法は日本の公正取引委員会の長年の法適用支援に拘わらず実施が不振であるが、タイ法と同様に競争法実施当局を工商業省傘下の一部局として位置づけ、また通信・エネルギー

等の多様な産業が所管官庁傘下に置かれていることも原因であったとみられる<sup>24</sup>。ベトナムの 2017 年競争法は、タイの 2017 年新競争法と時を同じくして独立委員会型を採用したが、2021 年現在いまだ委員会は組織されず実施が頓挫している。ラオス 2015 年競争法やミャンマー 2015 年競争法も、従来のベトナム法に倣うように商業大臣傘下に競争法実施委員会を位置づけており、いまだ適用例が聞かれない。カンボジアは競争法を未整備であるが、2018 年に公表された競争法草案に基づき 2021 年中に国会審議を予定している。

アセアン諸国の競争法は今後、AEC の推進する“ASEAN Competition Action Plan (ACAP) 2025”の共通枠組みを通じて一定の収斂に向かうと見られているが、その実体内容は必ずしも明確ではない<sup>25</sup>。アジアの競争法は国際的な普遍性とともアジア特有の土着性をも有するとの指摘がある<sup>26</sup>。たとえば市場シェアに依存する構造規制を有し、独占化規制や合併規制においても市場シェアに依拠する傾向などは土着性の例であり、裁量的な市場画定しただけでは結論が変わるおそれがある。またアジアの競争法は、日本の独占禁止法に倣って不公正取引規制を有する点も特筆され、競争制限効果の立証なくして早期に規制を及ぼしうる予防効果への期待や、日本の中小企業下請け関係などに対する優越的地位濫用規制にみるように、競争法当局の役割を価格監視機能に限定されない経済的正義の守り手として拡張する期待もあるが、しかし逆に過剰規制に働くおそれも伴う。こうし

たアジア競争法の土着的側面は、外資規制手段として機能しうる面がある。

### (3) 消費者保護法と ADR

AEC 統合戦略的行動計画 CSAP (34 項) では上述のように消費者保護を目標分野の一として掲げるが、これは「競争力強化」の文脈に位置づけられており、製造者・販売者の責任範囲について予測可能性を高め取引促進を図る関心と考えられる。2021 年公表の消費者保護アクションプラン (ASEAN Strategic Action Plan on Consumer Protection (ASAPCP) 2021-2025, 1.2.1 項) では 2025 年までに消費者保護に関する各国法の評価 (Self-Assessment Toolkit on Consumer Protection) が想定されているが、その実体内容は未公表である。当面、AEC 発足に先立ちオーストラリアの支援を受けた *Consumer Protection Digest and Case Studies: A Policy Guide, Volume I and II* 等から方向性を推測せざるを得ないが、事例集の性格であり実体的な立法論が乏しく、契約法を中心とする判例法や代替的紛争解決制度 (ADR) の推進に留まる可能性がある。

消費者保護を契約法の文脈で捉えるとき、アセアン諸国間の比較法的な多様性は著しい。アセアン後発諸国は少なくとも 3 つほどの選択肢に向き合っていると考えられる。一つは、契約自治を最大限尊重する英米法的立場であり、アジア諸国の法整備を牽引する世界銀行の政策方針を導いた Shihata (1991) や Posner (1998) も、私的自治による契約

再交渉が最も効率的な結果をもたらすとする立場から、契約自由とその履行基盤としての司法改革を二大課題としている。この対極には、アセアン後発諸国の従来の方針であった社会主義民法典があると考えられ、もともと国有企業間の指令性計画に沿った生産取引関係である「経済契約」の強行法規的要請を、日常的な民事契約と統合しているため、取引促進よりも真意性を重んじる伝統があり、結果として現代的な消費者保護に手厚い帰結をもたらしている<sup>27</sup>。両者の中間に、資本主義諸国の民法典が位置づけられるが、そこにも多様性がある。欧州では EU 指令が附合約款規制や売主瑕疵担保責任や製造物責任の強化などの一連の消費者保護法制を発展させているが、これらを受けた各国法の対応には多様性があり、フランスのように民法典・商法典の二元主義を維持しその外枠に消費者法を位置づける立場と、ドイツのように民法典・商法典の二元主義を維持しながらも 2000 年改正民法典で消費者法を傘下に組み込んだ例もあり、またオランダ 1992 年民法典のように民法・商法・消費者法を一括して新たな民法典を制定した例もあり、ロシア 1995 年民法典や中国 1997 年契約法に影響を与えた<sup>28</sup>。

こうした中で、アセアン後発諸国に対して民法典起草支援を展開してきた日本の立ち位置が関心を呼ぶ。その成果がベトナム 2005 年民法典や 2014 年民法典、カンボジア 2007 年民法典 (2017 年施行)、ラオス 2018 年民法典 (2020 年施行) である。日本法じたいは民法典・商法典の二元主義を維持し、消費

者保護については2000年消費者契約法を外付け、契約取消（虚偽説明・不適切勧誘）や無効（信義則違反）などの特則を設ける構造である。2020年発効の日本の改正民法債権法においても消費者法は組み込まれることはなかった。民法典本体は対等な当事者関係を前提に取引の安全を重視し、当事者の地位の格差を前提する消費者契約法は切り分け、両者の調整は判例法に委ねていく立法態度と言える。このような日本法をモデルとする支援を受けたアセアン後発諸国でも、民法典では表見法理や公信原則など取引促進を重視する制度設計が目立ち、消費者保護は民法典冒頭に掲げられた信義則などの一般条項に依拠した判例法に委ねられる構造と見受けられる。しかしベトナム・ラオス等の社会主義諸国では司法による立法解釈はドグマ的に規制されており、むしろ行政法規としての消費者保護法が外付けされる傾向にある。また英国植民地時代の1872年契約法や1930年物品売買法をいまなお適用するミャンマーでは、契約法の現代化は頓挫し、消費者保護はやはり行政法規である2014年消費者保護法で対応されている<sup>29</sup>。しかし行政法規の実施は行政裁量に依存し、行政の不作为により実施されない点で、個々の消費者が司法的救済を訴える民事法規との違いがある。

他方、AEC統合戦略的行動計画（CSAP）では消費者保護の文脈で代替的紛争解決（ADR）促進や少額裁判制度を強調し（34～38項）、アセアン後発諸国の制度改革にも影響を与えている。ADRと一概に称して

も、裁判過程における和解や裁判所付属調停制度などの司法型ADR、消費者庁などが設ける行政型ADR、また弁護士会や各種NPOなどが提供する民間の仲裁制度や調停制度などと多様であり、ドナー・モデルの推奨する選択肢は分かれている。世界銀行周辺の英米系論客は大陸法系の精緻な司法手続に否定的で、そのアンチテーゼとしてのADRを推奨するが<sup>30</sup>、EUでは2008年調停指令や2013年ADR指令により調停制度を推奨するなかで各国の裁判制度との調和を強調している<sup>31</sup>。調停制度の各論的設計面でも、英米系ドナーは裁判提訴後の公判前に弁護士等の有資格者による調停前置主義を推奨しているが、これに対して日本モデルは訴訟とは独立に、裁判官の関与する裁判所付属調停制度を推奨するなど、ドナー間のモデル対立も見受けられる<sup>32</sup>。ミャンマー最高裁判所では両モデルの折衷というべく、提訴後に受訴裁判官の裁量で他の裁判官による調停を試みる付調停制度の試行を開始していた<sup>33</sup>。

またアセアン後発諸国では伝統的な村落調停制度が存続しており、細やかな事実認定や身近な慣習規範の適用を通じて一定の成果を果たしている。ラオスは裁判提訴の前提として村落調停前置主義（Neoy Gai Geer）を敷き、ベトナムも紛争類型によってはコミュニケーション調停前置主義を採る。ミャンマーでは村落集合体首長による調停を各種の行政不服申立制度の第一審として位置づけている<sup>34</sup>。しかし村落調停とフォーマルな紛争解決制度との接合については、一件書類を後続の裁判過程

の職権証拠として採用する可否など技術的論点、さらに控訴制度あるいは後日の執行手続における調停合意の司法審査において、実定法と慣習法の規範的な距離をどう架橋していくかなど、重要な検討課題を残している。

#### (4) 中小企業法制

AEC 統合戦略的行動計画 (CSAP) では上述のように再三にわたって中小企業促進に言及し<sup>35</sup>、とくに域内開発格差是正の文脈でもこれを強調している(140～144項)、アセアン後発諸国の今後の法整備にとって重点領域の一つとなると予測される。その論点は、中小企業の知的財産権等のブランド化(42項・125項)、担保法・破綻処理等の中小企業金融(126項)、大企業や地場金融機関・商工会との関係性(127項)、またこれらを促進する中小企業法制(128項)、など多岐にわたる。

このうち、大企業に連なるサプライ・チェーンなどの関係的取引は、伝統的な契約法に対する修正の文脈で位置づけられる。一般に大陸法系諸国では事情変更の原則などの信義則に依拠した判例法理により契約解除を制限する傾向があり、関係的契約に親和的である。これに対して英米諸国では、履行利益相当の損害賠償の支払いを条件として解約の自由が重視されてきたが、しかし実証的研究では英米においても長期継続契約関係の当事者間では契約文言で明文化されない信義則が働いているとみて、一方的な契約解除を制限する「関係的契約」(Relational Contract)の議論が

ある<sup>36</sup>。日本でも内田(1990、2000)の「契約の再生」論以降、民法学の主流で関係的契約論がクローズアップされている。しかし日本ではこれとは別に従来から業法・行政的手法による中小企業保護法制の文脈があり、内製化率の低い日本のサプライ・チェーンの特色などから、大企業による価格ヘッジや一方的解約等を規制する下請け保護法制が発達し、また優越的地位濫用などの不公正取引規制が実施されている。

以上から中小企業法制のバリエーションとして、①契約法で解約の自由を原則としつつも、長期継続的取引について信義則等の判例法で柔軟な解約制限を行う解釈学的調整、②民法典の強行規定として一定の状況で解約制限を明記する民事強行法規による道、③下請け保護法制や優越的地位濫用規制などの行政法的保護、などが考えられる。ベトナム2014年民法典の制定過程では司法省の起草委員会が解約制限を俎上に挙げたとされ②の例であるが、同時に2005年商法が、実質的には業法として行政的規制を及ぼす③の根拠法規となっている。ミャンマーでは英国植民地時代から引き継ぐ旧態依然たる契約法が解約の自由を前提し、これに手を付けにくいいためか、2014年消費者保護法が若干の民事実体規定を追加しつつも主に行政的規制を想定している。

他方、担保法・破産法分野は、1990年代のアジア通貨危機後に世銀・IMF・ADB等の国際ドナーが主導した主要な改革領域であり、世銀の“Principles for Effective

Insolvency and Creditor Rights Systems”等のモデル法に依拠した立法改革がアジア各地で進んだ。同様の法制改革はアセアン後発諸国に対しても実施され、その成果としてベトナム動産担保に関する2012年政令11号、2014年ベトナム倒産法、2017年ラオス倒産法、ラオス2005年動産担保法、ラオス2018年民法典の2020年施行直前の修正、2019年ミャンマー倒産法、などの一連の立法群がある<sup>37</sup>。

しかしこれら国際機関のモデル法は、大規模インフラ開発向けのプロジェクト・ファイナンスや金融危機の破綻処理などの特殊ニーズを想定して設計されており<sup>38</sup>、平常時の中小企業金融に不向きであるおそれがある。担保法モデルは米国統一商法典第9編(UCC-9)に倣った動産担保登録制度であり、土地建物のみならず集合物や将来目的物も含む企業資産の総体について、登録一つで包括根担保を設定する。倒産法モデルは米国の連邦倒産法第11章(チャプターイレブン)に倣い、有担保債権者を含む既存債権者の譲歩を強行しつつ、新規資金提供者に最優遇を提供する手続枠組みを中核とする<sup>39</sup>。このような制度設計は、大規模なプロジェクト・ファイナンス事業が一朝破綻した局面で、包括根担保の投網をかけた企業資産総体を丸ごと第三者スポンサーに引き渡す破綻処理方式に有利であり、国際金融団にとって撤退メカニズムを確保する意味がある<sup>40</sup>。さらに世銀等国际ドナーはアジア通貨危機以降、こうしたモデル法を政府主導の準則型私的整理枠組み

(structured workout) に連結することで<sup>41</sup>、金融危機における公金投入型の企業・金融セクター救済(corporate rescue culture)の制度基盤として推進した。民間セクターを公金で「救済」する正当化根拠としては、当時の世銀副総裁J. Stiglitzが、アジア通貨危機が外資流入によるバブル経済の形成と破綻の顛末であったと見る外因説に依拠し、WTO金融自由化時代に繰り返されうるこの種の危機を「21世紀型経済危機」と称し、倒産法・担保法はこうした危機の被害者である企業・金融セクターの「救済」優位に設計すべきことを説いた<sup>42</sup>。当時学界では、倒産法の役割は企業を取り巻く労働者・取引先・地域社会・消費者等ステークホルダーの救済にあると捉える「再分配論」が再燃し、その利害調整役として取締役のDIP(debtor-in-possession)としての役割を強調し、あるいはその再分配のパイである企業資産の一体的価値(going-concern surplus)を最大化するM & A型処理を是とする議論が展開した<sup>43</sup>。

このように担保法・倒産法をプロジェクト・ファイナンスの便法、さらには経済危機対策の救済手法としてフル活用する議論は、特殊ニーズに応える制度論であるが、伝統的な債権回収機能を軽視することはできない。かつて米国の法学者T. Jacksonが米国チャプターイレブンの濫用を憂い、倒産法は実体法の書換えに立ち入らず当事者の合理的交渉フォーラムとしての本来的な手続保障に徹すべきとした”Creditors’ Bargain”理論は今なお傾聴に値する<sup>44</sup>。とくに中小企業セク

ターの成長プロセスにおいて、無限責任社員の個人資産に依拠するパートナーシップ形態から、より開かれた資金調達をめざして有限責任形態に移行する段階で、担保法・倒産法は中小企業にとって健全な間接金融を可能にする不可欠の制度基盤である。倒産法が政府介入を伴い「救済」優位に設計されるならば、有限責任制度の濫用（モラルハザード）の危険が避けられず、健全な中小企業金融を阻害するおそれがある<sup>45</sup>。

アセアン後発諸国の担保法・倒産法分野に対しては、日本ODAの法整備支援も長く関与を続けてきた。ベトナム2005年民法典、カンボジア2007年民法典、ラオス2019年民法典の起草支援の過程では、日本側は動産即時取得制度等との整合性を主張し、現地経済の動産譲渡担保慣行などの取引実態を尊重する立場から起草支援を進めたため、世銀グループIFCやADB等によるモデル法の推進とときに対立した<sup>46</sup>。また日本は2004年ベトナム破産法やミャンマー2020年倒産法の形成過程でも深く関与し、債権者間の平等、否認権制度の詳述、有担保債権者の別除権の尊重、また管財人の人材育成に意を砕くなど、地場企業セクターの金融獲得に資する「規律」ある制度設計を旨としていた。しかし受入国側はこうしたドナー間対立において例外なく世銀モデルに帰着しており、たとえばラオスやミャンマーの倒産法は「中小企業倒産手続」の名目で既存債権者の議決手続を踏まずに債権譲歩を強行する特別手続すら設けた<sup>47</sup>。その選択の当否は、今後の第三世代の開発政策

のもとで試されていくことになるだろう。

## 5. 総括

以上本稿では、WTO加盟からAEC発足を経て外資導入型開発政策の道を歩むアセアン後発諸国について、各国の投資法の変遷からみた時代区分を試み、とくにその第三段階にあるとみられる現在の各国の法政策の動向について、主にAEC2025へ向けた域内共通法整備の焦点領域に注目しつつ展望した。

コメコン体制崩壊とともにグローバル市場に投げ出された第一段階の投資法は、アセアン先行諸国の外資活用型開発戦略の影響が顕著で、参入規制（ムチ）と優遇措置（アメ）を駆使しながら外資を政策履行条件（パフォーマンス義務）に巻き込む介入主義的な制度設計を示していた。第二世代の投資法は、WTO加盟交渉やFTA・BITへの対応として、参入規制を緩和し、パフォーマンス義務を後退させ、国際仲裁による投資家国家間紛争（ISDS）に道を開くなどの投資自由化を印象づけつつも、優遇措置の一環で技術移転や地域振興などの産業政策を誘導する巧みな制度設計も散見された。そして今日、第三世代の投資法は、環境・土地・労働・防災などの政策的配慮を目的として明記し、しかもその実現メカニズムとしては第一世代の投資法がかつて多用した参入条件・優遇措置・政策履行条件・行政罰などの古い皮衣を再利用する制度対応が目立つ。この四半世紀、アセアン後発諸国は国是として外資導入型開発戦略に邁進してきたが、しだいに投資家利害

と対立する国内政策課題に向き合う局面が増え、第三段階の投資法政策はそのような政策調整を最大の課題としていると見受けられる。この新たな段階は、今後、アジア社会内部の民主化の気運に内側から突き動かされるようにして長期的に展開していくことが予想される。これは経済開発一辺倒で歩んできた開発独裁型の外資活用政策が揺らぎ、次なる開発政策を模索するプロセスと見ることも可能であろう。

ではその次なる時代の法政策はどのような方向に向かうのか。WTO ミレニアム・ラウンドは「シンガポール・イシュー」を交渉対象から外し、グローバル市場の未来図を描く任務を放棄した。二国間・地域間の貿易投資協定は、ISDSの結論を操作する用語定義を巡って法技術論の攻防に終始しているように見え、やはり大きな開発政策をさし示す可能性は程遠い。こうしたなかで、アセアン後発諸国の法整備にとっては当面、AEC 2025 へ向けた統合戦略的行動計画（CSAP）が道しるべとなっていくことが考えられる。

CSAP は環境・労働・土地・防災などの環境社会配慮とともに、競争法、消費者保護法、中小企業法制などに言及するが、具体的な共通モデルを示したわけではなく、基本的に各国の立法主権を尊重しつつ折々のピア・レビューを通じた緩やかな相互調整が図られていく見込みである。ただし競争法分野で Toolkit と称して果敢にピア・レビューが実施されている例に見るように、分野によっては一定の共通モデルが暗黙裡に前提される

傾向もある。このことは、たとえば EU 共通法が原則各国法には立ち入らずあくまで EU 市場レベルの法整備を進める態度とは対極的で、むしろ AEC 2025 はより直接的に各国国内法の相互調整を進めるメカニズムであるという見方も成り立つ。

本稿が AEC 2025 の主な対象領域で見出したアセアン後発諸国法の現状は、たとえば激化する土地紛争への対応策として行政不服審査制度を設け、消費者保護法で契約法改正よりも業法による行政的規制根拠を強め、競争法では日本に倣う不公正取引規制を組み込み、中小企業との関係的契約に対しても競争法の運用に期待し、また中小企業金融の基盤としての担保法・破産法は政府主体の「救済」モデルに傾斜するなど、総じて行政的介入による政策調整の制度根拠を積み増す傾向が読み取られた。このような行政的規制は、アセアン後発諸国が社会主義時代から引き継ぐ国家経済管理の基本姿勢に親和的と考えられ、受け入れやすいのであろう。しかしはたして行政部門は、開発政策の新時代を切り開く政策調整機能を、単独で十分果たしうるのだろうか。行政主導の制度設計が、結果として行政の無為無策により、弱肉強食のレッセ・フェールに終わる懸念もある。

おそらく第三世代の法政策は、開発独裁時代に築かれた行政決定・資源配分の制度構造を、内側から改革するプロセスとなるだろう。行政主導の制度構造を全廃し市場メカニズムに委ねるべしとして民商事法・司法改革に特化する見解は、「市場の失敗」を言うま

でもなく、非現実的である。むしろ経済開発と環境社会配慮の狭間で揺れる行政過程に対して法整備の関心を向け、紛糾する議会制・政党制を通じた間接民主主義の政治過程とは別に、地域社会・地域経済を担う住民団体や事業者団体が積極的に参与する直接民主主義を活かしていく制度基盤として、情報開示や参加手続の実質化、またその制度保障としての行政訴訟など、いわば参加型の「法の支配」が重点となっていくと思われる。そこでは、国際ドナーが推奨する形骸手続化した環境社会アセスメント制度や、調停制度・補償ファンドなどの事後的解決メカニズムでは済まされず、地域社会の望まざる開発事業を中央政

府が推進することを阻む開発計画への早期参加が課題となっていくはずである。具体的には、土地法・空間計画法における早期計画参加など行政過程法の改革、また競争法や消費者法の実施過程における行政訴訟や拘束力あるオンブズマン制度など古典的意味での「法の支配」の強化が、第三世代の開発政策を担う法整備の主要課題となることが予想される。

最後に、日本からアセアン後発諸国に対する法整備支援について付言すれば、これまでの関わりは、表3（中央）の整理に見るように、基本法典を中核とする立法改革による実体ルールの明確化、いわば準則主義に貢献し

表3：制度設計の選択肢

法分野	私的自治 (司法型～英米法)	準則主義 (立法型～大陸法)	介入主義 (行政型～社会主義)
投資法	米国モデル BIT： ・公正衡平待遇の拡張解釈 ・間接収用の Sole Effect 主義 ・ISDS の推進	WTO-TRIM： ・内国民待遇 ・政策履行条件（パフォーマンズ義務）規制	アセアン型外資活用政策： ・参入規制規制、出資比率・合弁規制 ・優遇措置 ・政策履行条件→優遇・参入許可取消
環境社会配慮	原則自由→判例準則で若干修正： ・環境アセスメント ・土地流動化・建築自由 ・解雇の自由	強行法規： ・環境基準の詳細化、経済的手法 ・空間計画法の土地利用規制 農地法の譲渡規制 ・労働基準詳述、解雇制限法理の立法化	行政要綱： ・環境基準・実施の行政裁量 ・土地利用計画の行政裁量 ・労働基準・実施の行政裁量
競争法政策	司法型	独立委員会型（日本の公正取引委員会）	・アセアン諸国の産業行政部局方式 ・不公正取引規制等の裁量的適用
種皮者保護 ADR	・消費者契約法の外付け ・司法型 ADR	・消費者法の民法典組み込み（ドイツ等） ・司法改革・民訴法改革	・行政法としての消費者保護法 ・行政型 ADR
中小企業法則	・非典型担保 ・交渉枠組みとしての倒産法	・非典型担保の立法化（動産担保登録） ・DIP 型倒産法 ・優越的地位濫用規制	・行政介入による準則型私的整理 ・下請け保護法制

(筆者による整理)

てきたが、この間、対象諸国が今なお旧社会主義時代から引き継ぐ行政的規制（表右）の本丸に立ち入る機会は少なかった。ただしこれら諸国において基本法典の持つ意味は、私法関係を導く裁判準則としてよりも、行政をも拘束する強行法規として、市場における行政的規制の方向性を導く公法的規範としての側面も有すると見ることもできる。今後のアセアン後発諸国の法整備が、行政過程における開かれた早期参加を課題として進むのだとすれば、日本の支援した基本法典が今後、行政・住民の協同型意思決定の上位規範として機能する展開もまた期待されるだろう。

#### 参考文献

- ASEAN (2014) *Consumer Protection Digest and Case Studies: A Policy Guide* (Volume I and II)
- ASEAN Expert Group on Competition (2017) *ASEAN Self-Assessment Toolkit on Competition Enforcement and Advocacy*, ASEAN
- ASEAN Expert Group on Competition (2020) *Competition Enforcement Strategy Toolkit for ASEAN Competition Agencies*, ASEAN
- Djankov, S., La Porta, R., Lopez-de-Silanes, F. & Shleifer, A. (2003) "Courts," *Quarterly Journal of Economics*, Vol.118, No.2, p.453-517
- Djankov, S., La Porta, R., Lopez-de-Silanes, F., Shleifer, A. & Botero, J. (2003) "The Regulation of Labor," NBER Working Paper No.9756
- Eisenberg, M.A. (2005) "Actual and Virtual Specific Performance, the Theory of Efficient Breach, and Indifference Principle in Contract Law," 93 *California Law Review* 975
- Espluges, C. & Marquis, L. eds. (2015) *New Developments in Civil and Commercial Mediation: Global Comparative Perspectives*, Springer
- Jackson, T. (1986) *The Logic and Limits of Bankruptcy Law*, Harvard University Press
- Kaneko, Y. (2012) "Reevaluating Model Laws: Transplant and Change of Financial Law in Vietnam," *Journal of International Cooperation Studies*, Kobe University, Vol.19, No.2-3, p.1- 37
- Kaneko, Y. eds. (2019) *Civil Law Reforms in Post-Colonial Asia: Beyond Western Capitalism*, Springer
- Kaneko, Y., Kadomatsu, N. & Tamanaha, B.Z. eds. (2021) *Land Law and Disputes in Asia: In Search for an Alternative Development*, Routledge
- Kaneko, Y. & Ye Naing Lin (2016) Issues in Myanmar Investment Law: Towards Better Policy Balancing, *Journal of International Cooperation Studies*, Kobe University, Vol.24, No.1,67-85
- Kurita, M. (2017) "Changing Law and Economy in Contemporary Asia Reevaluating Competition Law Assistance," proceedings at the Symposium on Legal Reform in ASEAN Emerging Economies," in proceedings of the symposium on A Historical Perspective and the Challenges for the Future, Kobe University Center for Social System Innovation, October 27, 2017
- Kurita, M. (2020) "Procedural Fairness and Enforcement System under the Antimonopoly Act of Japan," 白鷗法学 27 卷 1 号 (通巻 55 号), p.15-31
- Macaulay, S. (1985) "An Empirical View of Contract," *Wisconsin Law Review* 465
- Macneil, I. (2000) "Relational Contract Theory: Challenges and Queries," 94 *Northwestern University Law Review* 877
- Posner, R. (1998) "Creating a Legal Framework for Economic Development," *World Bank Research Observer*, 13(1) February, p.1-11
- Shihata, I. (1991) "World Bank and 'Governance' Issues in Borrowing Members," in *World Bank In a Changing World*, 53
- Stiglitz, J. (2001) "Bankruptcy laws." Some Basic Economic Principles, in Claessens S., Djankov, S. and Asoka M. eds., *Resolution of Financial Distress*, World Bank Institute, p.1-23
- Tymowski, J. (2016) *Directive 2008/52/EU on certain aspects of mediation in civil and commercial matters European Implementation*

- Assessment In-depth Analysis*, European Parliament Research Service
- World Bank (2006) *Report of the Observation of Standards and Codes Corporate Governance Country Assessment: Vietnam*, World Bank
  - World Bank (2013) *Report of the Observation of Standards and Codes Corporate Governance Country Assessment: Vietnam*, World Bank
  - World Bank (2016) *Report of the Observation of Standards and Codes Accounting and Auditing Module: Vietnam*, World Bank
  - 石川幸一・清水一史・助川成也共編著 (2017) 『ASEAN 経済共同体の創設と日本』 文眞堂
  - 内田貴 (1990) 『契約の再生』 弘文堂
  - 内田貴 (2000) 『契約の時代—日本社会と契約法』 岩波書店
  - 香川孝三 (2019) 「アセアン後発4か国における解雇法理」、金子由芳編『アジアの市場経済化と民事法—法体系の模索と法整備支援の課題』神戸大学出版会、2019
  - 香川孝三・金子由芳 (2007) 『法整備支援論—制度構築の国際協力入門』 ミネルヴァ書房
  - 加藤雅信・藤本亮 (2005) 『日本人の契約観：契約を守る心と破る心』 三省堂
  - 金子由芳 (1999a) 「投資自由化議論の動揺とベトナム外資法の対応」、『アジア経済』40巻7号、p.2-26
  - 金子由芳 (1999b) 「タイ金融構造改革をめぐる制度選択の現状」、『アジア研究』45巻3号、p.1-47
  - 金子由芳 (2000) 『国際協力事業団客員研究員報告書：ラオスの経済関連法制の現状と協力の焦点』 国際協力事業団
  - 金子由芳 (2002a) 「‘投資ルール’の規定傾向にみる政策選択肢の検討」、『国際開発研究』11巻2号、p.81-100
  - 金子由芳 (2002b) 「アジア危機後の担保制度改革の検証」、『アジア経済』43巻4号、p.2-23
  - 金子由芳 (2003) 「ミャンマーにおける経済法制の整備状況」、『国際商事法務』31巻11号、p.1559-1568
  - 金子由芳 (2004) 『アジア危機と金融法制改革』 信山社
  - 金子由芳 (2007) 「ベトナム競争法の性格と動向」、『公正取引』678、p.27-32
  - 金子由芳 (2010) 『アジアの法整備と法発展』 大学教育出版
  - 金子由芳 (2018) 『ミャンマーの法と開発』 晃洋書房
  - 金子由芳 (2019) 「市場経済化諸国の民法典—日本支援の検証テーマ」、金子由芳編『アジアの市場経済化と民事法—法体系の模索と法整備支援の課題』神戸大学出版会、2019
  - 金子由芳 (2020) 「アジア土地法への視座」、『国際協力論集』28巻1号、p.1-32
  - 金子由芳 (2021a) 「アセアン後発諸国の倒産法—国際ドナーによる法整備支援の顛末」、『国際協力論集』28巻2号、p.65-101
  - 金子由芳 (2021b) 「新型コロナ禍の中小企業支援の市場内対応—制度比較の視座」、『国際協力論集』29巻1号
  - 草野芳郎 (2020) 「和解制度への取り組み」、島田弦編『アジア法整備支援叢書インドネシア—民主化とグローバリゼーションへの挑戦』旬報社
  - 栗田誠 (2005) 「東アジア地域における競争法制定の現状と課題」、『国際商事法務』33巻5号
  - 栗田誠 (2019) 「競争法整備支援とその評価—競争法の普遍性と土着性の観点から」、金子由芳編『アジアの市場経済化と民事法—法体系の模索と法整備支援の課題』神戸大学出版会、2019
  - 坂野一生 (2007) 「カンボジア民事訴訟法」、香川孝三・金子由芳編『法整備支援論』ミネルヴァ書房 (2007) 所収
  - 作本直行 (2011) 「アジア環境法の発展とエンフォースメント」、『法律論叢』83巻2-3号、p.205-223
  - 中島朋子 (2020) 「ミャンマーにおける裁判所主導の調停制度の導入について」、『ICD News』79号、p.71-84
  - 日本貿易振興会海外調査部国際経済課 (2020) 『2019年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査』、日本貿易振興会ホームページ (<https://www.jetro.go.jp>) にて参照。
  - 藤田友敬 (2008) 「契約法の経済学：契約関係の最適投資のためのインセンティブ・メカニズム」、『ソフトロー研究』Vol.11、p.146
- 注
- 1 ベトナムは1997年米越貿易協定を基盤にWTO加盟交渉を進め、2007年に実現した。ラオスは同様に米国との2003年貿易協定を受けてWTO加盟交渉を進め、2013年に実現した。カ

- ンボジアは2004年にWTO加盟を果たしている。ミャンマーはGATT発足時からのWTOメンバーであるが、2008年憲法のもとでの欧米の経済制裁解除に伴う条件交渉を受けた“Framework for Economic and Social Reforms: FESR”が策定され、一連の法制改革を実施した。
- 2 たとえばベトナム向け世銀構造調整融資(1994～2018年P004829号)、ラオス向け世銀構造調整融資(1996～2018年P004209号)に、カンボジア向け世銀構造調整融資(2000～2003年P058544号)に、ミャンマー向け世銀金融セクター開発融資(2016～2021年P154389号)等。
  - 3 世銀や国際通貨基金(IMF)は、モデル法の導入度を格付け評価する“Report of the Observation of Standards and Codes (ROSC)”を厳格に実施している。たとえばベトナムは2006年と2013年に会社法について、また2016年に会計原則についてROSC評価を受けた(World Bank 2006, 2013, 2016)。
  - 4 ベトナムは1995年、ミャンマーとラオスは1997年、カンボジアは1999年にASEAN加盟を果たした。
  - 5 石川・清水・助川(2017)、また日本貿易振興会海外調査部国際経済課(2020)。
  - 6 詳しくは金子(2019)、Kaneko(2019)。
  - 7 香川・金子(2007)、金子(2010)参照。
  - 8 個別の支援事業について法務省法務総合研究所国際協力部発行の機関誌*ICD News*各号参照。
  - 9 U.S. Model Bilateral Investment Treatyであり、初版は1984年版で、その後2004年版、また2012年版が登場した。以下本稿では2012年版を参照する。
  - 10 OECD-MAI (Multilateral Agreement on Investment)交渉は閉鎖的に進められたが、市民セクターなどの批判をうけてその1998年最終草案が公開された。
  - 11 Canada Model Foreign Investment Promotion and Protection Agreementであり、直近では2021年改訂版が登場している。
  - 12 Kaneko & Ye (2016)。
  - 13 金子(1999a)、金子(2000)、金子(2002a)、金子(2003)。
  - 14 詳しくは金子(2018)第5章、また前掲Kaneko & Ye (2016)。
  - 15 たとえば労働法を規制強化するほど非正規雇用が増大し男女格差や失業率が悪化するなどの指摘を行った Djankov, La Porta, Lopez-de-Silanes, Shleifer & Botero (2003) 参照。
  - 16 作本(2011)等。
  - 17 香川(2019)等。
  - 18 金子(2020)参照。
  - 19 アジア各地の土地紛争の法的原因構造について、Kaneko, Kadomatsu & Tamanaha (2021) 参照。
  - 20 たとえばミャンマー・カチン州における中国資本によるミッソン・ダム建設事業は、2011年にテインセイン大統領(当時)による建設棚上げで耳目を集めた。
  - 21 2001年ドーハ閣僚宣言23項で先送りされ、後日アジェンダから落とされた。
  - 22 International Competition Networkの設立趣旨について同ホームページにおける解説参照(<https://www.internationalcompetitionnetwork.org/about>)。
  - 23 栗田(2005)、Kurita(2020)参照。
  - 24 金子(2007)参照。
  - 25 ドイツの支援を受けて実施中のアセアン競争法レビュー作業である“ASEAN Self-Assessment Toolkit”(ASEAN Expert Group on Competition 2017、同2020)においては、発展段階の異なるASEAN諸国間の違いを踏まえたASEAN Approachを主唱し、特定のモデルを示していない。
  - 26 Kurita(2017)、栗田(2019)参照。
  - 27 ロシア1995年民法典では、契約の成立について表見代理制度や公信原則などの外観法理を採用しない。また債務不履行の救済において、損害賠償と引換えに容易に解約の自由を認める英米法とは対極的に、特定履行を重視し、損害賠償はそれを促す履行強制手段である。詳しくは金子(2019)。
  - 28 前掲・金子(2019) p.23以下。
  - 29 詳しくは金子(2018)第三章。
  - 30 たとえば Djankov, La Porta, Lopez-de-Silanes & Shleifer (2003) など。
  - 31 Espluges & Marquis, eds. (2015) や Tymowski (2016) によれば、EU指令後の大陸法系諸国の調停制度の実施状況は、裁判所付属調停制度の新設、裁判過程での民間調停への付調停制度、また民間ADRの認証制度に留める立法例など多様な展開を示している。
  - 32 日本のインドネシア和解調停支援におけるオーストラリア支援との相違について、草野(2020)。

- 33 中島 (2020) 参照。
- 34 たとえば2012年農地法(22条)における農地紛争解決制度がある。村落集合体首長による事実認定は、村落レベルの調停制度に依拠する場合もある。
- 35 その実現枠組みとしてASEAN Strategic Action Plan for SME Development 2016-2025 (SAP SMED 2025) がある。
- 36 米国の法社会学者 Ian Macneil の関係的契約理論に端を発し (Macneil 2000)、Oliver Williamson の取引費用仮説以降の新制度派経済学に影響を与えたとされる。公平性や効率性の見地からの実証的検討として、Macaulay (1985)、加藤・藤本 (2005)、Eisenberg (2005)、藤田 (2008) 等の多数の研究がある。
- 37 金子 (2021a)。
- 38 倒産法は米国憲法が保障する数少ない連邦管轄領域であり、ワシントン D.C. に倒産法弁護士が集結していることが、世銀による倒産法モデルの推進の背景にあると見られる。
- 39 米国連邦倒産法第11章企業再建手続(チャプターイレブン)は、債務者経営陣による手続申立時点でただちに、担保権者の別除権行使を含む債権回収行動の自動的停止 (Automatic Stay) 効果を生じ、管財人を任命せず債務者経営陣がその代役として再建計画を策定する DIP (Debtor-in-Possession) 方式を取り、新規資金提供者 (new money) に対して優先配当を保障するスーパープライオリティ、債権者会議において再建計画の強行成立を実現する債権者組み分け (classification)、反対組がある場合にも清算価値保障などの一定条件のもとで再建計画を強行成立させるクラムダウン制度 (cram down)、司法による承認の形式主義、などを特色とする。
- 40 詳しくは金子 (2004)。
- 41 アジア危機後の世銀 IMF 管理下で、タイ中央銀行によるバンコック・アプローチや、インドネシアのジャカルタ・イニシアティブなどの structured workout が実施された。
- 42 Stiglitz (2001) 参照。
- 43 詳しくは金子 (2021a)。
- 44 Jackson (1986)。
- 45 アジア通貨危機当時、IMF は従来からのタイ政府の公金投入型企業セクター救済がモラルハザードを来したとする「内因説」を唱え、法の規律強化を促したが、世銀主導の「救済」モデルに屈した(詳しくは金子 1999b、金子 2004)。現在、コロナ禍の経済危機において、ADB 研究所等が示す処方箋は、アジア危機当時の「救済」論と背反し、倒産法の積極活用による不採算中小企業の淘汰論である(金子 2021b)。モラルハザードにより生じた通貨危機には「救済」を推進し、モラルハザードの起こりえない自然的災害において「淘汰」を推奨する論は理解に苦しむ。
- 46 ベトナム動産担保制度について金子 (2002b)、Kaneko (2012)。カンボジア動産担保制度をめぐるドナー対立について坂野 (2007)。またラオス民法典は国会での成立後、IFC の介入により、施行前に条文変更を余儀なくされた。
- 47 これらの手続は「中小企業」の概念定義の操作次第では倒産法制的濫用を懸念させる。詳しくは前掲・金子 (2021b) 参照。

# A Review of Economic Law Reforms in the ASEAN Late-Developing Countries: Periodical Changes of Legal Policies

KANEKO Yuka \*

## Abstract

This article intends to review the periodical changes of the legal policies in the ASEAN late developing countries, often known as CLMV (Cambodia, Laos, Myanmar and Vietnam) countries, in their continuous path toward the globalization after the collapse of the socialist block, and also identify the characteristic of the legal reforms in the present stage guided by the common framework under the ASEAN Economic Community (AEC) toward 2025.

The first stage is illustrated by the ASEAN-style utilization of foreign investments as reflected in each investment law and policy of CLMV countries in the 1990s, which featured the entry control (as sticks) and investment incentives (as carrots) as the means to induce investors to assume various performance requirements to contribute to the industrial policies. The second stage showed a shift toward an enhanced liberalization as an endeavor toward the WTO accession during the 2000s, as seen in the integrated investment laws which appealed the national treatment of foreign investors while emphasizing the substantive provisions (e.g. fair & equitable treatment and indirect expropriation) and procedural protections (e.g. provision of Investor-State Dispute Resolution mechanisms) to appeal stabilization of investment climate. The third stage of legal policy is, as evidenced by the recent amendments to the investment laws, newly focused on the environmental and social considerations, which seems to be an indispensable response to the increasing social protests against the negative impacts of investment promotion, while uniquely

---

\* Professor, Kobe University Center for Social System Innovation

utilizing the means of administrative controls over investors which were established in the first stage toward the realization of new goals.

Though a choice of legal design centering on administrative control as primary measures seems to be an acceptable way for these former socialist-oriented countries, such a legal design has a risk of ending up with a laissez-faire if the government fails to implement the law. In the succeeding process of law-making and implementation toward AEC 2025, particularly in such focused areas as competition law, consumer protection, environment, and labor law, a challenge for the CLMV countries will be the realization of administrative process which materializes the early participation of local community as well as the rule of law in the sense of judicial or ombudsmen review on the administrative procedure.